## 国の債権に係る情報の公表

防衛省 (一般会計)

#### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成26年度 管理対象債権額 消滅額										平成27年度								平成28年度							
	管理対象債権額						管理対象債権額 消滅額						管理対象債権額			消滅額										
	前年度以前発生 未消滅債権分		太年度邓生公		前年度以前発生分 うち不納欠損額		本年度発生分		前年度以前発生	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	前年度以前発 未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度	度発生分				
			本午及光工刀					うち不納欠損額	未消滅債権分		本午及光工刀		うち不納欠損額		うち不納欠損額	未消滅債権分		本午及光工力			うち不納欠損額		うち不納欠損額			
合 計	62,58	7 10,60	5 51,982	60,211	8,355	26	51,85	i5 0	49,985	6,436	43,458	47,675	4,241	64	43,434 —	48,343	7,782	40,560	44,216	3,737	5	40,478	-			
備考	(主な歳入金値 返納金債権 病院等療養 損害賠償金 公務員宿舎	] 費債権 1 債権 1	6, 620 5, 384 2, 827 7, 757	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債 損害賠償金債権 公務員宿舎使用	和 和 15	6, 485 5, 021 1, 140 7, 757			(主な歳入金債権) 病院等療養費債材 返納金債権 公務員宿舎使用料 損害賠償金債権	権 15 12 料債権 7	5, 253 2, 488 7, 057 5, 699	(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 返納金債権 必務員宿舎使用料債 損害賠償金債権	権	14, 935 12, 349 7, 057 4, 083		(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 返納金債権 公務員宿舎使用* 損害賠償金債権	1	5, 515 1, 902 7, 004 6, 522	(主な歳入金債権 病院等療養費 返納金債権 公務員宿舎使 損害賠償金債	債権 用料債権	15, 212 11, 777 7, 003 3, 097					

<sup>※1</sup> 消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳人徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵各令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。 ※2 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

#### 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

					平成26年	度末現在都	Ñ.					平成27年度末現在額									平成28年度末現在額							
		一般分(微収停止分を除く。) 微収停止分											一般分(微収付	停止分を除く。)			微	<b>汉停止分</b>		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		
		本年度至	発生債権分	i	前年度以前発生債権	権分	合計		本年度 前年度以前			本年度発生債権分前			<b>介発生債権分</b>	1	}# <del> </del>	本年度	本年度 前年度以前		本年度発生債権分 前年度以前発生債権分		権分	合計	本年度	前年度以前 発生債権分		
		履行期限到来額	履行期限未到	月末額 履行期	用限到来額 履行期限	限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	発生債権分	発生債権分		履行期限到	到来額 履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来	類 限行期限到来額	履行期限未到来数	発生債権分	発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来	来額 履行期限到来額 履行期	狠未到来額	履行期限到来額 履行期限未到来額	発生債権分	発生債権分	
官業益金及官業収入																												
官業収入																												
病院収入																												
病院等療養費債権	363	80	0	8	273	0	35	9	-		317		46 7	263	3	0 31	0	7	-	303	37		4 260	0	298 4			
政府資産整理収入																												
回収金等収入																												
貸付金等回収金収入																												
白衛隊学資貸与金債権	-	-	-	-	-	-			-		43		43 -	-		- 4	3	-	-	71	-		34 43	-	43 34			
雑収入	2,013	16	6	21	1,744	231	1,76	255	-		1,948		14 2	1,703	3 2	21 1,71	8 22	13	-	6 3,74			0 3,518	214	3,524 214			
国有財産利用収入	32	1	1	0	23	7	2	1	-		- 33		2 0	17		7 1	9	8	-	5 3:	(		0 18	7	18 7		-	
国有財産貸付収入	13	1	1	0	11	-	1		-		13		1 0	) 5	5	-	7	0	-	5 1:	(		0 6	-	6 (			
公務員宿舎使用料債権	0	(	0	0	-	-		(	-		0		0 0	0	)	-	0	0	-		-		- 0	-	0 -			
物件使用料價權	12	1	1	-	11	-	1	-	-		13		1 0	) 5	5	-	7	0	-	5 1:	(		0 6	-	6 0	)		
利子収入																												
利息債権	19	(	0	-	11	7	1	1	-		20		0 0	11		7 1	2	8	-	- 21	(		- 11	7	12 7			
諸収入	1,980	14	4	20	1,721	223	1,73	24-	-		1,914		12 1	1,686	5 2	13 1,69	8 21	.5	-	0 3,71			0 3,499	206	3,505 206			
弁償及返納金	1,945	14	4	20	1,716	193	1,73	21	-		1,878		12 1	1,680	1	33 1,69	2 18	15	-	0 3,67	Ę		0 3,490	177	3,496 177			
返納金債権	134	8	8	12	96	17	10	29	-		138		10 0	118		9 12	8	9	-	0 123	(		0 120	4	120 4			
加算金債権	0	-	-	-	0	-			-		0				)	-	D	-	-		-		- 0	-	0 -			
弁償金債権	123	-	-	0	72	50	7	50	-		123			72	2	50 7	2 5	60	-	0 123	-		- 72	50	72 50			
損害賠償金債権	1,686	6	6	7	1,546	126	1,55	133	-		1,616		1 1	1,489	1	23 1,49	1 12	!5	-	0 3,424			0 3,297	121	3,302 121			
物品壳払収入																												
不用物品売払代債権	0	(	0	0	-	-			-		0				)	-	D	-	-		-			-				
雑入	30	(	0	0	0	30		30	-		- 30		0 -		)	29	1 2	19	-	3			0 4	29	4 29			
費用弁償金債権	0	-	-	0	-	-		(	-		0			-		-	-	-	-	0 (	(		0 0	-	0 0			
立替金返還金債権	-		-	-	-	-			-		0			- 0	)	_	D	-	-		-		- 0	-	0 -			
防衛省職員給食費債権	0	(	0	0	-	-			-		-			-		-		-	-		(		- 1	-	1 -			
利得償還金債権	-	-	-	-	-	-			-		0		0 -	-		-	D	-	-	-	(		- 0	-	0 -			
延滞金債権	30	-	-	0	0	30		30	-		- 30		0 -		)	29	2	19	-	- 31	(		0 0	29	0 29			
金銭引渡請求権債権	-	-	-	-	-	-			-		-			-		-		-	-		-		0 -	-	- (			
特別収入																												
損害賠償金債権	5	-	-	-	5	-			-		- 4			- 4		-	4	-	-		-		- 4	-	4 -		-	
合 計	2,376	96	6	29	2,017	231	2,11	26	-		2,309		104 9	1,967	2	21 2,07	2 23	10	-	6 4,126	45		38 3,823	215	3,866 253	3		

<sup>※1</sup> 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

<sup>※2</sup> 計数はそれぞれ単位未満切り拾てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

### 平成28年度

# 不納欠損額の内訳

# 防衛省所管 一般会計

(単位:千円)

区分	本年度発	生債権分	前年度以前	発生債権分	書	t	備考
ΔΠ	件数	金額	件数	金額	件数	金額	畑石
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	_	_	-	_	_	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)			8	318	8	318	(目)病院等療養費債権 318
義入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	_	_	_	_	_	_	
成入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	_	_	64	5, 490	64	5, 490	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅事項が完成し、かつ、 援用の見込み)	_	_	61	4, 169	61	4, 169	(目)病院等療養費債権 3,139 (目)返納金債権 1,030
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	_	_	_	_	_	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行 費用等を超えない見込み)	_	_	_	_	_	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法の規定により債務者 が免責)	_	_	3	1, 320	3	1, 320	(目) 損害賠償金債権 1,320
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨 決定)	_	_	_	_	_	_	